



答 申 第 6 7 7 号
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、平成30年6月25日付け神保健健第319号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 神戸市民の健康課題の現状を把握・分析するために、神戸市民2万人を対象にアンケート調査を実施し、生活習慣や健康状態に関する個人情報を収集することは、適切な政策形成や政策評価に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

健康と暮らしに関するアンケート調査の実施に伴う個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【アンケート項目】

(本人の属性、くらし、経済状況、過去の体験について)

- ・性別
- ・年齢
- ・婚姻状態
- ・同居人数、続柄
- ・健康保険の種類
- ・就業状況
- ・土日勤務の状況
- ・深夜労働の状況
- ・残業時間
- ・世帯収入
- ・住宅の種類
- ・生活保護の受給状況
- ・主観的な経済状況
- ・最終学歴
- ・中学・高校生の時の部活動など活動歴
- ・15歳当時の生活程度

◎・子どもの頃の経験

(健康状態について)

- ・主観的健康観
- ・健康状態を良くすることへの関心

◎・治療中の病気やけが

- ・日常生活上の影響

◎・身長、体重、20歳時の体重

(食生活・運動・休養・歯について)

- ・朝食を摂る頻度
- ・食事を一緒にする人
- ・一緒に食事をする頻度
- ・野菜の摂取状況
- ・清涼飲料水の摂取状況
- ・主食・主菜・副菜を組み合わせて摂る頻度
- ・主食・主菜・副菜を組み合わせて摂れない理由

◎・運動を禁止されているか

- ・運動習慣
- ・睡眠の状況

◎・こころの健康状態

◎・歯の本数

- ・歯間ブラシの使用有無、頻度
- ・食べ方や食事の様子
- ・歯科検診の受診状況
- ・ヘルスリテラシー

(たばこやアルコールについて)

- ・喫煙状況
- ・喫煙歴
- ・喫煙しているたばこの種類
- ・1日に吸うたばこの本数、回数
- ・受動喫煙の機会
- ・アルコールの摂取状況
- ・1日のアルコール摂取量

(健診・がん検診について)

- ・健診等の受診状況
- ・がん検診の受診状況

(地域活動などの社会参加や環境について)

- ・自宅や職場以外の居場所の有無
- ・職場の人間関係
- ・今住んでいる地域での居住年数
- ・地域の人への信頼感
- ・会・グループへの参加状況
- ・健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向
- ・友人・知人と会う頻度
- ・会った友人・知人の人数
- ・よく会う友人・知人との関係
- ・インターネットを通じた友人・知人との交流の頻度
- ・困ったときや悩みがあるときの相談できる人の数
- ・困ったときや悩みがあるときの相談できる人の種類
- ・幸福感

(調査にかかる確認事項について)

- ・研究利用への同意
- ・第2回調査への協力意向
- ・健康情報管理ウェブサービス案内の希望



答 申 第 6 7 8 号
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号の規定に基づき、平成 30 年 6 月 25 日付け神保健健第 319 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う調査対象者情報
およびアンケート回答内容の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市民の健康課題の現状を把握・分析するに当たり、健康とくらしに関するアンケート調査を実施して、調査対象者情報及びアンケート回答内容を電子計算機処理することは、適切な政策形成や政策評価に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う調査対象者情報
及びアンケート回答内容の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当するもの

【調査対象者情報】

- ・ 住記個人番号
- ・ 郵便番号
- ・ 住所（漢字・コード）
- ・ 氏名（漢字・カナ）
- ・ 生年月日
- ・ 性別

【アンケート回答内容】

(本人の属性、くらし、経済状況、過去の体験について)

- ・ 性別
- ・ 年齢
- ・ 婚姻状態
- ・ 同居人数、続柄
- ・ 健康保険の種類
- ・ 就業状況
- ・ 土日勤務の状況
- ・ 深夜労働の状況
- ・ 残業時間
- ・ 世帯収入
- ・ 住宅の種類
- ・ 生活保護の受給状況
- ・ 主観的な経済状況
- ・ 最終学歴
- ・ 中学・高校生の時の部活動など活動歴
- ・ 15 歳当時の生活程度

◎・子どもの頃の経験

(健康状態について)

- ・ 主観的健康観
- ・ 健康状態を良くすることへの関心

◎・治療中の病気やけが

- ・ 日常生活上の影響

◎・身長、体重、20 歳時の体重

(食生活・運動・休養・歯について)

- ・ 朝食を摂る頻度
- ・ 食事を一緒にする人

- ・一緒に食事をする頻度
- ・野菜の摂取状況
- ・清涼飲料水の摂取状況
- ・主食・主菜・副菜を組み合わせて摂る頻度
- ・主食・主菜・副菜を組み合わせて摂れない理由
- ◎・運動を禁止されているか
 - ・運動習慣
 - ・睡眠の状況
- ◎・こころの健康状態
- ◎・歯の本数
 - ・歯間ブラシの使用有無、頻度
 - ・食べ方や食事の様子
 - ・歯科検診の受診状況
 - ・ヘルスリテラシー

(たばこやアルコールについて)

- ・喫煙状況
- ・喫煙歴
- ・喫煙しているたばこの種類
- ・1日に吸うたばこの本数、回数
- ・受動喫煙の機会
- ・アルコールの摂取状況
- ・1日のアルコール摂取量

(健診・がん検診について)

- ・健診等の受診状況
- ・がん検診の受診状況

(地域活動などの社会参加や環境について)

- ・自宅や職場以外の居場所の有無
- ・職場の人間関係
- ・今住んでいる地域での居住年数
- ・地域の人への信頼感
- ・会・グループへの参加状況
- ・健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向
- ・友人・知人と会う頻度
- ・会った友人・知人の人数
- ・よく会う友人・知人との関係
- ・インターネットを通じた友人・知人との交流の頻度
- ・困ったときや悩みがあるときの相談できる人の数
- ・困ったときや悩みがあるときの相談できる人の種類
- ・幸福感

(調査にかかる確認事項について)

- ・研究利用への同意

- ・第2回調査への協力意向
- ・健康情報管理ウェブサービス案内の希望



答 申 第 679 号
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 30 年 6 月 25 日付け
神戸参住第 484 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 健康とくらしに関するアンケート調査を実施するに当たり、無作為により調査対象者を抽出するため、市民参画推進局参画推進部住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、地域における健康課題の把握に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

1953年8月2日から1998年8月1日生まれの市民から無作為に抽出した20,000人にかかる下記の情報

【住民基本台帳情報】

住記個人番号

郵便番号

住所(漢字・コード)

氏名(漢字・カナ)

生年月日

性別